

神戸市介護ロボット等開発・導入促進事業 仕様書

1. 目的

本業務は、実用性の高い介護ロボットや ICT 機器、先進的な福祉用具等（以下「介護ロボット等」という。）の開発と市内の介護現場での導入を推進することにより、市内企業や医療産業都市進出企業の新たな事業化を支援するとともに、介護現場の業務負担軽減、人材確保と定着に繋げていくことを目的とする。

本業務において、介護ロボットとは、ロボット技術（センサー、駆動系、知能・制御系）を活用して、介護者の負担軽減や、被介護者（高齢者、障害者、虚弱者等）の自立支援、機能障害の回復と社会復帰の促進を目的とした機器をいう。ICT 機器とは、介護現場の職員間の情報共有や記録・請求等の業務を ICT の活用により効率化し、介護者の負担軽減を図ることを目的とした機器をいう。福祉用具とは、その他広く介護者の負担軽減や被介護者の自立支援、機能回復訓練に資する器具をいう。

2. 概要

市が募集した介護保険事業所「以下（介護事業所）」に対して、企業の協力を得て、介護ロボット等を有期で無償提供し、体験導入を行う。体験導入に際しては、事前の作業分析、抽出した現場課題に基づき、介護ロボット等の選定、導入計画の策定を行い、実施後は、効果分析や課題等をまとめ、介護事業所及び企業へフィードバックを行う。

また、市内の介護事業所を対象とした介護ロボット等の説明会や体験導入の発表会を開催することにより、介護ロボット等の導入効果、導入時の課題等について、広く水平展開を図るとともに、参画企業の製品 PR にも繋げる。

3. 契約期間

契約締結日（令和 3 年 6 月頃）～令和 4 年 3 月 31 日

4. 委託業務内容

① 相談窓口（事務局）の設置

本事業の効率的かつ効果的な実施に向けて、事業全体の運営および進捗管理等を行うための事務局を設置するとともに、本事業への参画を検討する介護ロボット等の開発企業、介護事業所からの問い合わせ、相談に対応すること。

- ・神戸市内に対面での相談業務が可能な相談窓口（事務所等）を設置すること。
- ・介護ロボット等のほか、介護現場の課題解決について専門の知識を有する相談員を配置すること。
- ・平日 9 時～17 時（週 5 日）の開設が好ましいが、最低、週 1 日以上での開設とし、具体的な開設日、開設時間については、受託者が提案すること。

（想定する相談内容）

◇介護事業所向け

- ・介護現場の課題解決のための介護ロボット等の導入についての相談を受け、製品や導

入事例等の情報提供を行うとともに、本事業を案内、参画を誘導する。

- ・ 本事業の参画事業所を中心に、本格導入に向けた業務見直しへの助言、行政の補助金（導入補助）や介護報酬に関する情報提供、導入計画の策定支援等を行う。
- ・ 市（介護保険課）との情報共有、支援事業の情報提供を行う。

◇開発企業向け

- ・ 販路拡大や製品 PR についての相談を受け、本事業を案内、機器貸出への協力を依頼する。参画企業には、製品の使い勝手などの結果をフィードバックする。
- ・ 新規参入の相談を受け、市場動向や類似製品に関する情報提供を行うとともに、介護従事者との意見交換会や施設見学会、セミナー等の市の支援事業を案内し、現場ニーズの把握、開発コンセプト策定の支援を行う。
- ・ 国の補助金（開発補助）や開発支援窓口等に関する情報提供を行う。
- ・ 市（誘致課）との情報共有、支援事業、誘致施策の情報提供を行う。

②広報活動

市と協力して本事業の広報活動を実施すること。以下の活動を想定しているが、具体的には受託者が提案すること。

- ・ ホームページの作成（必須）
- ・ パンフレット、チラシの作成（必須）
- ・ 紹介動画の作成
- ・ 関連団体への周知活動

③協力企業の募集

市と協力して、介護ロボット等(上市済の製品に限る)の体験導入への協力企業（市外企業を含む）を募集すること。具体的には以下の支援を実施すること。尚、協力企業は 20 社程度を想定しているが、受託者が保有する企業とのネットワークや募集方法、目標企業数について提案すること。

- ・ 募集要領・申請書の作成、ホームページ等への掲載
- ・ 受託者が保有する企業とのネットワークを活用した周知、呼びかけ
- ・ 応募企業との面談、貸出機器や貸出条件等の確認、調整
- ・ 応募企業および機種のとりのまとめ

④介護事業所の募集

市と協力して、本事業に参加する介護事業所（市内介護事業所に限る）を募集すること。具体的には以下の支援を実施すること。尚、本事業に参加する介護事業所は 10 事業所程度を想定しているが、受託者が保有する介護事業所とのネットワークや募集方法、目標事業者数について、提案すること。

- ・ 募集要領・申請書の作成、ホームページ等への掲載
- ・ 受託者が保有する介護事業所とのネットワークを活用した周知、呼びかけ
- ・ 応募事業所との面談、貸出希望機器や貸出条件等の確認、調整

- ・ 事業者の選定

⑤体験導入ワークショップの実施

介護事業所を対象として、介護ロボットの体験導入に向けたワークショップ（或いはセミナー、個別面談）を事業期間中に3回程度実施すること。一部のワークショップには協力企業の参加も想定すること。想定する実施内容および開催時期は以下の通りだが、具体的には受託者が検討し、提案すること。

開催方法や開催内容、回数等を変更する場合には、具体的に想定する開催方法や開催内容、回数その理由を提案すること。

第1回：8月頃

- ・ 体験導入のステップ、導入事例等の紹介
- ・ 各介護事業所が抱える現場課題の見える化、解決策の検討

第2回：10月頃

- ・ 導入機器のマッチング
- ・ 導入計画の策定（対象業務、設置場所、設置期間等の検討）
- ・ 導入の準備について（環境整備、職員研修等の検討）

第3回：12月頃

- ・ 進捗状況の共有・把握
- ・ 導入後に発生した課題に対する対応策の検討

尚、参画介護事業所に対しては、受託者が作成する様式に沿って、事業成果報告書の作成、提出を求めること。

⑥介護ロボット等の導入活用に向けた伴走型コンサルテーション

本事業に参加する介護事業所のうち、特に介護ロボット等の導入活用に積極的なモデル介護保険事業所「以下(モデル事業所)」として最大3事業所を選定（選定時期は第1回ワークショップ：8月中旬の直後を目途とする）し、伴走型のコンサルテーションを提供すること。具体的には、各モデル事業所に対し、介護現場での介護ロボット導入活用に関する実践的な知見を豊富に有する専門家を1名以上配置し、介護現場の課題抽出から導入計画の策定、導入準備、導入後の課題解決、導入効果の分析まで、概ね2週間に1回程度の現地もしくはWebによる伴走支援を実施すること。また、伴走支援の実施状況・結果については、適宜、市に報告すること。具体的な支援内容や実施方法については、受託者が検討し提案すること。

尚、選定したモデル事業所には、後述するイベントでの成果発表をはじめ、今後、市が実施する関連事業に協力を依頼するため、受託者からもモデル事業所に対して理解を求めること。

モデル事業所が3箇所を下回る場合には、受託者が想定するモデル施設数とその理由を提案すること。

⑦介護事業所向け支援イベントの実施（試行結果の発表会等）

神戸市内の介護事業所を対象に、介護ロボット等の導入活用の推進を目的としたイベントを事業期間中に実施すること。受託者は本セミナーの企画提案、集客活動（神戸市と連携）、会場手配および当日の運営全般を担う。想定する開催概要は以下の通りだが、具体的な内容に

ついて受託者が提案すること。

- ・開催目的：介護ロボット等の普及・啓発
- ・参加対象：神戸市内の介護事業所の職員（経営層・管理者層・現場職員）
- ・開催時期：別途協議
- ・開催形態：現地開催（神戸市内）
※新型コロナウイルス感染拡大の状況により判断
- ・開催規模：最大 200 名（オンライン参加を含む）
- ・プログラム案
 - a) 本事業および各種補助金等の紹介
 - b) 有識者による講演、実演
 - c) モデル事業所による成果報告、パネルディスカッション

⑧開発企業向け支援イベントの実施（製品紹介・体験展示等）

介護ロボット等の開発・普及および神戸市への関係企業の誘致促進を目的としたイベントを事業期間中に実施すること。受託者は本イベントの企画提案、企画提案、集客活動（神戸市と連携）、会場手配および当日の運営全般を担う。想定する開催概要は以下の通りだが、具体的な内容について受託者が提案すること。

- ・開催目的：介護ロボット等の開発・普及および神戸市への企業誘致の促進
- ・参加対象：市内の介護事業所関係者、体験導入の協力企業 等
- ・開催時期：別途協議
- ・開催形態：現地開催（神戸市内）
※新型コロナウイルス感染拡大の状況により判断
- ・プログラム案
 - a) 体験導入の協力企業による製品紹介、体験展示
 - b) 有識者による講演、実演
 - c) 介護ロボット等の導入活用事例紹介・パネルディスカッション
 - d) 行政関係者（神戸市）による介護保険制度・点数、各種補助金の紹介

5. 業務実施報告

業務実施後は、以下の内容を含む業務実施報告書を提出し、本市の承認を得ること。

- ・相談窓口の対応実績
- ・体験導入ワークショップの実施結果
- ・貸出機器リスト
- ・導入計画書・導入結果報告書
- ・各イベント実施結果
- ・広報用のチラシ、パンフレット類

上記の他、本事業の実施過程で作成した資料等については、市の要請があれば提出に協力すること。

6. その他

- ・委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- ・業務開始にあたっては、実施体制、実施スケジュール、事故発生時の対応等を記載した業務計画書を作成し、本市の承認を得ること。
- ・業務期間中は、月次で相談窓口の対応状況や、業務の進捗状況、課題等を記載した業務報告書を作成し、本市へ提出すること。
- ・本業務の内容に疑義が生じた際は、本市と協議の上定めること。
- ・全ての事業実施に際して、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止措置を徹底すること。

7. 納入期限等

- ・令和4年3月31日（業務実施報告書の提出を含む）
- ・業務実施報告書の納入形態 神戸市が指定する形態
- ・業務実施報告書の納入場所 神戸市が指定する場所